

中間前金払制度の取扱いについて

新庄市 政策経営課

1. 中間前金払認定請求の確認方法

確認は監督職員が行います。

中間前金払の認定資料は、工事履行報告書をもって足りるものとします。

工事履行報告書は月報とするので、例月の提出及び監督職員による確認がなされていない場合にあつては、工事履行報告書に加えて「概算出来高金額及び数量を記入した積算内訳書（任意様式）」を提出することにより確認することとします。

2. 中間前金払と部分払の運用

中間前金払と部分払の両方を請求することはできません。どちらか一方のみ請求できることとします。

- ・ 中間前金払の請求を行った後は、部分払の請求はできません。また、その逆もできません。

3. 中間前払金の支払い

- (1) 中間前金払認定請求書の提出があつてから原則7日以内に判断し、認定したときは、中間前金払認定調書により通知します。
- (2) その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を添付し、中間前払金の請求書を提出します。
- (3) 請求書を受領後、その日より14日以内に支払をすることとします。

4. 請負契約が変更（増額・減額など）なった場合

- (1) 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金の合計が10分の6を超えることはできません。
 - ① 増額の場合は「変更後の請負代金額×20%」
 - ② 減額の場合は「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金」
ただし、変更後の請負代金額の20%以内
- (3) 当初契約時が1千万円未満で、変更後1千万円以上となった場合は対象外です。
- (4) 当初契約時が1千万円以上で、変更後1千万円未満となった場合は対象です。
- (5) 工期の変更は、変更後の工期の2分の1とします。

4. その他

中間前金払を請求するかしないかはその時点で判断することができます。